

お知らせ（緊急事態宣言に伴う東京事務所の執務体制について）

梅田総合法律事務所 東京事務所

梅田総合法律事務所東京事務所は、新型コロナウイルスに関連する現在の状況と、日本政府の緊急事態宣言を考慮して、状況が好転するまでの期間、全弁護士の業務を在宅勤務（リモートワーク）で行うことを決定しました。

東京事務所は、在宅勤務により、サービスを中断することなく運営を続けています。ITを活用して、従前と変わらない法的サービスを継続する体制を構築しておりますので、新型コロナウイルス関連のご相談も含めて、従前どおりお気兼ねなくご相談下さい。

- ① この期間中のすべてのご連絡、ご相談は、できるかぎり電子メールを使用させていただき
ようお願いいたします。
- ② この期間中の事務所宛の電話については、今後、電話受付を、時間短縮、停止する場合がありますので、その都度、HPにてご案内いたします。
- ③ 郵便物・宅配便・FAX は、受取りに時間を要する場合がありますので、できるだけ電子メールをご活用下さるようお願いいたします。
- ④ 打合せは、できるだけWEB会議、電話会議を活用して参りますので、ご協力下さるよ
うお願いいたします。
- ⑤ 係属中の訴訟等については、裁判所より出される指針に従います。緊急を要する事件については、対応いたします。案件の対応については別途ご連絡を差し上げます。

東京事務所の執務体制については、日本政府、東京都の要請、関係機関が提供する情報等を参考にして決定いたします。変更がありましたら、随時、HPでご案内いたします。

メールアドレス	弁護士 伴城 宏	banjo@umedasogo-law.jp
	弁護士 佐藤 樹	sato@umedasogo-law.jp
	弁護士 梅津陽子	umezu@umedasogo-law.jp
	その他又は担当不明	mail-tokyo@umedasogo-law.jp

ご不明な点がございましたら、mail-tokyo@umedasogo-law.jp宛にいつでもお気軽にお問い合わせください。